

平成24年（ワ）第328号，平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第46準備書面

(施設直下活断層に関する危険性について(3))

平成27年7月22日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

第1 敷地内断層に関する評価の骨子について有識者の意見が一致した

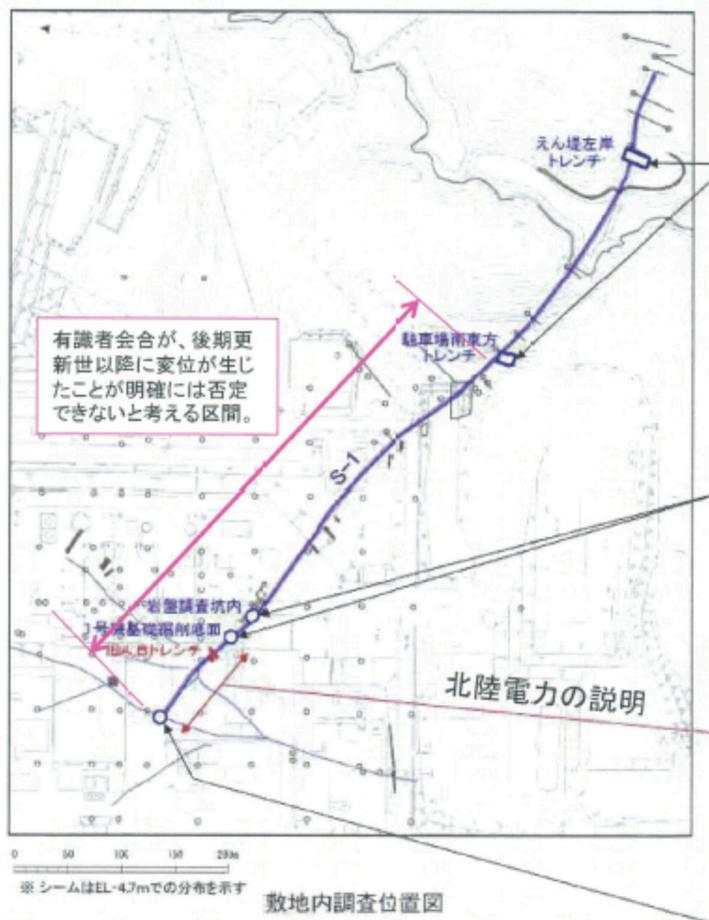
志賀原子力発電所の敷地内断層につき，新規制基準に規定する「将来活動する可能性のある断層等」であるかどうかの評価を行う，志賀原子力発電所敷地内破碎帯調査に関する有識者会合は，本日までに7回の評価会合を終えた。第7回評価会合を終え，メンバーである4名の有識者間で，以下のとおり，評価の骨子に関する合意が形成された（第7回有識者会合における石渡明委員の発言）。

第2 現時点における敷地内断層に関する評価の骨子

① S-1断層について

「S-1 は，駐車場南東方トレンチ以南の区間については後期更

新世以降の活動は否定できる。一方、北西側については、後期更新世以降に活動した可能性がある【図 1.1(1)-13】。」(甲A第62号証(北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の評価について <案>) 19頁下から10行目), 「現在のところ、後期更新世以降に S-1 の北西部の一部が変位した可能性は否定できないと判断する。」(甲A62, 35頁上から6行目)。

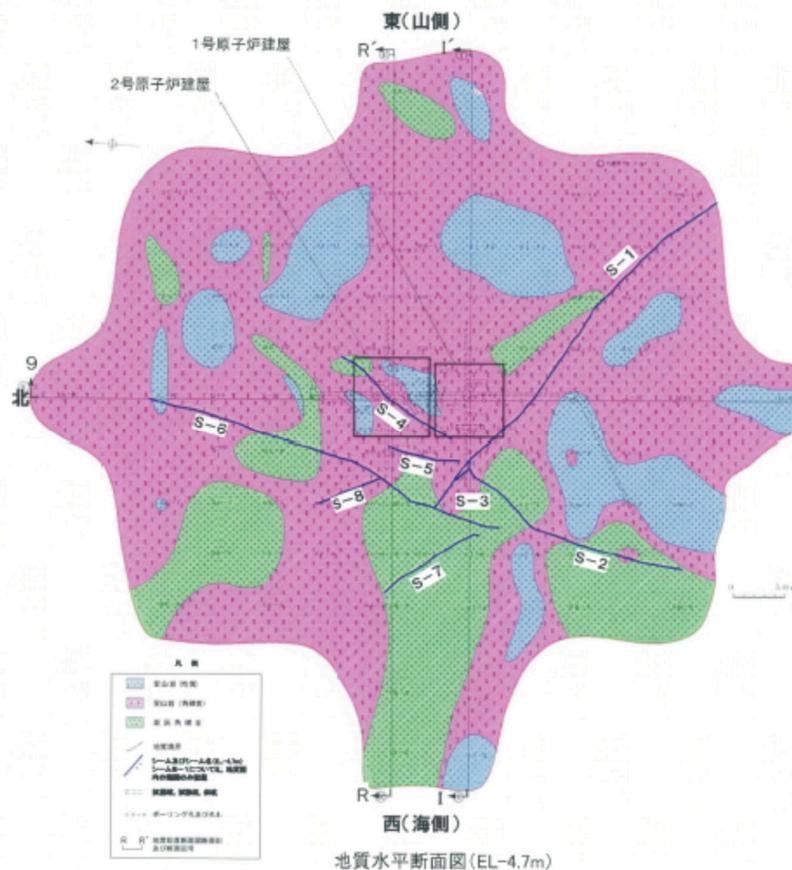


(甲A62, 57頁抜粋)

② S-2・S-6 断層について

「以上の地形、堆積物／基盤境界、No.2 トレンチの M1 面堆積物の層理面に認められる傾向は、上述の条線から明らかになっ

た S-2・S-6 の運動方向と一致する。S-2・S-6 が現在の応力場によって動き得る断層であることを考慮すると、地形、堆積物／基盤境界、No.2 トレンチの M1 面堆積物の層理面に認められる傾向、No.2 トレンチに明瞭な変位が見られないこと（左の取り消し線の箇所は、甲 A 6 2 の評価書案には記載されているが、第 7 回有識者会合における廣内大助教授の指摘により、評価書では削除される予定である。）は、**S-2・S-6 の西側隆起による撓曲状の変形による可能性がある。**」（甲 A 6 2, 29 頁上から 9 行目）、**「S-2・S-6 には、後期更新世以降に西側隆起の撓曲変形を生じた可能性が否定できないと判断する。」**（甲 A 6 2, 35 頁下から 5 行目）。



(乙 A 3 4 号証 1 - 4 抜粋)

第 3 まとめ (原告の主張との関係)

以上, かかる有識者会合において, 敷地内断層が原子炉施設に対して断層のずれによる深刻な被害をもたらす危険性のある「将来活動する可能性のある断層等」であるとする原告の主張・立証を支持する, 評価の骨子に関する合意が形成された。

今後, 同会合から評価書が出され次第, それを踏まえた詳細な追加主張・立証を行う予定である。

以 上